

道南ロイヤル病院（介護予防）訪問リハビリテーション

（介護予防）訪問リハビリテーションの運営規程

第1条 道南ロイヤル病院が行う（介護予防）訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2 訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：道南ロイヤル病院（介護予防）訪問リハビリテーション
- (2) 所在地：北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山322-4

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 理学療法士1名以上（常勤兼務）
管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 従業者 理学療法士・作業療法士合わせて1名以上（管理者兼務1名 常勤兼務1名以上）
従業者は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防）を行う。
- (3) 相談担当者（地域医療連携室） 1名以上（常勤兼務）
相談担当者は、利用者からの相談及び苦情等に対する窓口として対応する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から金曜日

ただし、年末年始を除く（12月31日から1月3日）

(2) 営業時間:8時30分～17時30分

(事業の内容)

第7条 (介護予防) 訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 せたな町 及び 今金町

(利用料その他の費用の額)

第9条 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防) 訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。（詳しい内容は、料金表に記載しております。）
2 交通費：実施地域内の場合において徴収はしない。

(虐待の防止措置に関する事項)

第10条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者

道南ロイヤル病院 リハビリテーション科 課長 中西 俊二

(2) 虐待を防止するための従業員に対する研修会の実施 年2回

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 1 サービスの利用にあたっては、利用申込者又は、その家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は 令和6年4月1日から施行する。

この規定は 令和7年1月1日から施行する。